

公的年金収入のある人や 収入が0円の場合の 確定申告について

年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合にも村県民税・国民健康保険税申告はしなければなりません。

申告をしないと、所得証明や課税証明書の発行ができないばかりか、軽減や減免などを受けられず、不利益を被ることになります。

必ず、期間内に申告をしていただきますようお願いいたします。

村内の確定申告日程表については、8ページおよび村ホームページをご覧ください。

【申告しなさいと受けられないもの】

- ・国民健康保険税の軽減判定
- ・介護保険料の算定
- ・後期高齢者保険料の算定
- ・保育料の算定
- ・公営住宅入居の申し込み
- ・国民年金免除申請
- ・扶養認定
- ・災害減免など



〈問い合わせ〉

税務課 課税係

TEL(67)2703

介護保険

認定調査員 (臨時職員)

募集

■募集人員 1人

■業務内容

要介護認定調査に関する業務

■勤務先

南阿蘇村役場 健康推進課

■必要資格

・普通自動車運転免許
(必須)

・看護師、准看護師、介護福祉士、社会福祉士、ケアマネージャー、保健師、社会福祉・介護関係資格 のいずれか

■給与

日給6,500円(通勤手当、雇用保険、社会保険加入あり)

※詳細は健康推進課までお問い合わせください。

〈問い合わせ〉

健康推進課

高齢者支援係

TEL(67)2704

村内事業者の皆さまへ

「村中小企業災害復旧融資金利子補給事業」を 新たに創設しました。

※平成28年熊本大地震により災害の被害を受けた中小企業者の復旧支援を図るため、「村中小企業災害復旧融資金利子補給事業」を新たに創設しました。詳しくは、問い合わせ先までお願いいたします。従来の「平成29年度中小企業融資金利子補給申請」については、次のとおりです。

■申請の受付締め切りは、1月31日(水)までです。お早めにお問い合わせください。

Q 利子補給とは？

村内企業の近代化および事業運営の円滑化を促進するため、中小企業者が事業を運営するために必要な資金の融資を受けた場合の利子補給

①設備資金 村内において店舗・下宿・宿泊施設などの新築・改装・工場機械および駐車場設備・営業専用車両の取得

②事業運営資金 原材料・商品の購入、賃金など

Q 利子補給対象者は？

- ① 村内に住所および事業所を1年以上有する個人または法人
- ② 村税を完納している者
- ③ 当該利子補給事業を受けた個人または法人については、設備資金または

事業運営資金それぞれに申請時事業計画記載融資期間後の融資から対象

Q 利子補給の期間は？

設備資金の場合は借受人が取扱金融機関から融資を受けた日の属する月から3年、事業運営資金については1年

Q 利子補給の額および算定対象期間は？

①算定期間は平成29年1月1日～12月31日

②利子補給額は、借受人が取扱融資機関に支払った借入金の利子(延滞金を除く)のうち、年利4%以内

③利子補給の対象額は融資金のうち、500万円を限度とする

Q 融資機関は？

政府系統融資機関、肥後銀行、熊本銀行、阿蘇農業協同組合、熊本県信用組合、県内に本店がある信用金庫

Q 申請の手続期間は？

1月31日(水)までに、村商工会本所にお申し込みください(土・日、祝日を除く)。

〈問い合わせ〉

村商工会本所

TEL(62)9435

企画観光課 商工観光係

TEL(67)1112